

木更津市プレミアム付商品券発行事業管理運営業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本実施要領は、木更津市プレミアム付商品券発行事業管理運営業務委託について、当該業務の目的及び最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 2 契約の条件・内容等

契約の条件等は以下のとおりである。

- (1) 業 務 名 木更津市プレミアム付商品券発行事業管理運営業務委託
- (2) 業務の内容 別添「木更津市プレミアム付商品券発行事業管理運営業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 提案上限額 126,261,500円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 委 託 期 間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (5) 公募に係る日程

項目	内容
実施要領の配布	平成31年4月16日（火）から
事業内容説明会	平成31年4月22日（月）午後3時30分から ※説明会参加申出書提出期限 平成31年4月22日（月）午前11時まで
質問の受付期間	平成31年4月16日（火）午前8時30分から 平成31年4月23日（火）午後5時15分まで
質問に対する回答	平成31年4月24日（水）
参加意向申出書の提出期限	平成31年4月25日（木）午後5時15分まで
提案資格確認結果通知	平成31年4月26日（金）
企画提案書提出期限	令和元年5月17日（金）午後5時15分まで
プレゼンテーション	令和元年5月22日（水）
選定結果通知	令和元年5月22日（水）
契約締結	令和元年5月31日（金）頃

## 3 審査

本件企画提案における審査は、「木更津市プレミアム付商品券発行事業管理運営業務委託受託候補者審査会（以下、審査会という。）」において行うこととする。

## 4 参加条件

本プロポーザルへの参加を希望するものは、以下の参加条件を満たしていなければならない。

- (1) プロポーザル参加意向申出書（様式1）の提出期限（平成31年4月25日）において「木更津市入札資格者名簿【委託】」に登録されている者。
- (2) 木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定により指名停止措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者。
  - ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
  - ②会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
  - ③民事再生法（平成11年法律225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (4) 木更津市に課税客体があるものにあつては、市税の滞納がないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の納税がないこと。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び木更津市個人情報保護条例（平成11年3月26日条例第4号）の規定に従い、委託業務を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じることができること。
- (7) 本業務に類似する業務の受注実績があること。

## 5 参加方法

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、参加表明書及び添付書類（様式1から様式4）を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの参加表明書の提出は受け付けない。

提出期限 平成31年4月25日（木）午後5時15分（必着）

提出場所 〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市役所 駅前庁舎 経済部産業振興課

TEL：0438-23-8460

提出方法 持参もしくは郵送によること。

※郵送の場合は提出期間内必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

## 6 書類選考選結果通知

提出された参加表明書及び添付書類（様式1から様式4）について、「4（1）～（7）」により書類選考を行った上、企画提案依頼事業者を決定するとともに、参加表明書提出者全員に電子メールにより通知する。

## 7 事業内容説明会の実施

### （1）開催日時

平成31年4月22日（月）午後3時30分から

### （2）開催場所

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市役所 駅前庁舎8階 会議室2

### （3）参加申込

①参加を希望する者は、平成31年4月22日（月）午前11時までに、別紙様式5により、担当部局へ持参、もしくはファックス又は電子メールで申込みすること。

※ファックス又は電子メールにて申込する場合は、必ず送付した旨の電話連絡を担当部局まで行うこと。

②説明会の参加者は各者2名以内とする。

## 8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- （1）プロポーザルに参加する資格のないものが提案したとき。
- （2）提案者が当該プロポーザル審査に対して二つ以上の提案をしたとき。
- （3）提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- （4）参加に対して事実と反する申請や提案などの不正行為があったとき。
- （5）期限内に企画提案書を提出できなかったとき。
- （6）木更津市暴力団排除条例に照らし、提案者として適当ではないとき。
- （7）その他、市が指示した事項に違反したとき、及び履行しなかったとき。

## 9 企画提案書等の提出

企画提案依頼事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの企画提案書等の提出は受け付けない。

提出期限 令和元年5月17日（金）午後5時15分まで

提出方法 持参もしくは郵送によること

※郵送の場合は提出期間内必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

提出先 〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市役所 駅前庁舎 経済部産業振興課

TEL : 0438-23-8460

## 10 プレゼンテーションの実施

審査会において、企画提案依頼事業者は、企画提案書に関するプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションの時間は1事業者あたり20分以内とする。
- (2) プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- (3) プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。
- (4) プレゼンテーションに必要なパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意するものとする。

(パソコンは、Microsoft Office Power Point 2013がインストール)

- (5) 実施日 令和元年5月22日（水）

時間・場所等については、決定次第、電子メールにより通知する。

※着信確認メールを本市に対し行うこと。

## 1.1 企画提案書等の作成

企画提案依頼事業者は、次のとおり企画提案書等を作成すること。

(1) 企画提案書（様式任意）10部

A4版縦型、横書き、左綴じとし、20分間のプレゼンテーションで説明できる内容のものとする。カラー可。事業者名記載。枚数制限なし。刷り方片面。ただし、図表等については、必要に応じてA3版も可とする。

(2) 業務行程表（様式任意）10部

A4・A3どちらでも可。事業者名記載。

(3) 見積書（様式任意）1部

「木更津市プレミアム付商品券発行事業管理運営業務委託」についての見積りと内訳。

(4) 企業概要（様式任意）10部

パンフレットも可。

(5) プレゼンテーション用の電子データ

Microsoft Office Power Point 2013のソフトで対応できるもの。

## 1.2 受託候補者選定の方法

### (1) 審査委員会

審査委員会は、木更津市プレミアム付商品券発行事業管理運営業務委託受託候補者審査会設置要領による。

### (2) 審査の項目

企画提案審査における審査の項目は、以下のとおりとする。

#### 企画提案書の審査項目

審査項目		審査事項	配点
①	アクアコイン事業への理解	・アクアコイン事業について十分に理解し、それをふまえた提案内容となっているか	20点
②	実施体制	・仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる実施体制か	20点
③	スケジュール	・業務スケジュールに無理はないか、実現可能か	20点
④	事業の内容	・目的を達成できる事業内容となっているか	20点
⑤	業務実績	・業務実績が豊富にあるか ・過去に携わった業務等が確実に達成されているか	10点
⑥	提案価格	・提案価格が低い	10点
配点計			100点

### (3) 評価点

評価点は以下のア及びイに示す得点を合計したものとする。

ア 審査項目①～⑤の得点（以下、標準点）は、以下の評価基準による。

#### 評価基準（得点化方法）

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×5 / 5
B	優れている	配点×4 / 5
C	普通	配点×3 / 5
D	やや劣る	配点×2 / 5
E	劣る	配点×1 / 5

イ 審査項目⑥の得点（以下、価格点）は、以下の算出方法による。

$$\text{価格点} = \frac{\text{見積書の最低金額}}{\text{当該見積書の金額}} \times 10 \text{点}$$

#### （４）審査方法及び受託候補者の選定

- ① 審査方法は、審査委員が「12（２）」の審査の項目について審査、採点し、評価点を算出する。各委員による評価点の総合計点が最も高い企画提案者を本業務の受託候補者、次点者を準受託候補者として選定する。ただし、企画提案者が獲得した標準点の総合計が、標準点の満点の４割を下回った場合は受託候補者とならない。
- ② 最も総合計点の高い企画提案者が複数あるときは、審査委員の協議により受託候補者を選定する。
- ③ 企画提案者が１事業者のみの場合は、審査委員の協議により受託候補者とするか決定する。

### 1.3 質疑・回答

本プロポーザルに関する質問は、開封確認を付した電子メールにより、経済部産業振興課へ質問書を提出すること。また電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。なお電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は受け付けない。

質問期間 平成31年4月16日（火）午前8時30分から

平成31年4月23日（火）午後5時15分まで

電子メール送付先 sangyou@city.kisarazu.lg.jp

回答日 平成31年4月24日（水）

回答方法 企画提案依頼事業者全員に電子メールにより回答する。

### 1.4 審査結果

審査結果は、令和元年5月22日（水）に、企画提案依頼事業者に対し電話にて連絡するとともに、書面にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立てには、一切応じないものとする。

## 1.5 受託候補者選定後の委託契約の手続き

- (1) 市と受託候補者との協議の上、木更津市財務規則に定める随意契約の手続きにより受託候補者から再度、見積書（企画提案書の提出時の見積書とは別に）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約の締結し、契約書を取り交わすものとする。（地方自治法施行例第167条の2第2項による随意契約）
- (2) 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、木更津市プレミアム付商品券発行事業管理運営業務委託受託者選定審査要領による準受託候補者と協議を行うものとする。
- (3) 業務の実施  
契約後の業務の実施については、企画提案書及び仕様書に基づき、市と協議の上、行うものとする。

## 1.6 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案事業者の負担とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書の提出がなかった場合及び市からの書類選考結果通知による企画提案依頼がなかった場合は、企画提案書を提出することができない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (6) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、書類選考結果通知後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合又は企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとみなす。
- (7) 本委託業務履行のため、木更津市から貸与された資料は、本業務の目的以外に使用することはできない。なお、資料は、本業務完了後速やかに返却するものとする。
- (8) 提案書の著作権は企画提案書提出者に属する。ただし、市が報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) sangyou@city.kisarazu.lg.jpからの電子メールを受信できるようにパソコンの設定を行うものとする。



## 1 7 担当部局

木更津市経済部産業振興課

〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市役所駅前庁舎

電 話 : 0438-23-8460

F A X : 0438-23-0075

e-mail : sangyou@city.kisarazu.lg.jp